

平成26年5月

保険医療機関 各位

芦屋市地域福祉課福祉医療係

平成26年度福祉医療費助成制度（老人及び母子家庭等医療）の制度改正について

平素は、本市福祉行政に格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、平成26年7月1日より、当該制度について下記のとおり改正することといたしました。これにより、一部負担金の変更及び新たな法別番号の取扱いを開始いたしますので、ご請求に際し、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、別添のとおり周知用ポスター（白色）を作成いたしましたので、年次更新用ポスター（青色）と併せて、ご掲示いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正内容

(1) 【老人医療費助成制度】負担割合及び月額限度額を変更

平成26年4月より、70歳から74歳までのかたの医療機関での窓口負担割合が見直されたことを受け、65歳から69歳までの方を対象とする老人医療費助成制度についても窓口負担割合等を下記のとおり見直します。

なお、平成26年6月30日までに65歳を迎えられるかた（誕生日が昭和24年6月30日までのかた）については、対象年齢中（70歳誕生日末日まで）は、現行の助成内容を継続（経過措置）いたします。

	現行（平成26年6月まで）		改正後（平成26年7月から）	
	昭和24年6月30日以前生まれの方の助成内容		昭和24年7月1日以降生まれの方の助成内容	
医療機関等で支払う窓口負担割合（一部負担金限度額（月額））	低所得Ⅱ	2割負担（外来8,000円／入院24,600円）	低所得Ⅱ	2割負担（外来12,000円／入院35,400円）
	低所得Ⅰ	1割負担（外来8,000円／入院15,000円）	低所得Ⅰ	2割負担（外来8,000円／入院15,000円）

※今後は、誕生日及び所得状況により、老人医療の助成内容は上記4区分になります。

(2) 【母子家庭等医療費助成制度】

ア 所得区分「一般」のかたの一部負担金を変更

所得状況に応じて医療機関等窓口で負担していただく一部負担金について、下記のとおり見直します。

1 医療機関等で支払う一部負担金（負担限度額（月額））	現行（平成26年6月まで）		改正後（平成26年7月から）	
	一般区分	外來 800 円／月 2 回限度 入院 1 割（2,400 円限度）	一般区分	外來 800 円／月 2 回限度 入院 1 割（3,200 円限度）
	低所得区分	外來 400 円／月 2 回限度 入院 1 割（1,800 円限度）	低所得区分	現行制度と同じ（変更なし）

イ 新たな法別番号の取扱いを開始

当該助成制度の所得制限基準額について、26年度より県と異なる取扱いとすることから、新たに市町単独制度・法別番号（84）の取扱いを開始いたします。これにより、当該助成制度を受給されているかたの一部に、公費負担者番号の変更が生じますので、ご請求に際し、ご留意いただきますようお願いいたします。

（平成26年7月受診分～）使用する公費負担者番号（法別番号）

- ① 公費負担者番号「85280071」（85）
- ② 公費負担者番号「84280072」（84）

2 改正時期

平成26年7月1日

3 その他

- (1) 平成26年度受給者証の地色は、「浅黄色（ブルー）」です。
- (2) 障害者医療及び母子家庭等医療を受給されている70歳（誕生月の翌月）以上の方は、兵庫県では、現物給付の取扱いが出来ない（市役所で還付申請）こととなっております。70歳の誕生月翌月からの証は、受給者番号が記載されていないものになっていきますので、今一度ご確認いただきますようお願いいたします（高齢障害者医療については、現物給付できます。）。

以上

【連絡先】

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市福祉部地域福祉課
福祉医療係（南館1階⑥番窓口）
電話（0797）38-2076（直通）